

○パーキング・チケット発給設備管理運用要綱の制定について

平成30年12月21日

道本交規第2878号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛てパーキング・チケット発給設備の管理及び運用については、これまで「パーキング・チケット発給設備管理運用要綱の制定について」（平20. 1. 16道本交規第94号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「パーキング・チケット発給設備管理運用要綱」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

パーキング・チケット発給設備管理運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき設置するパーキング・チケット発給設備（パーキング・チケット発給設備の使用方法等の表示その他当該設備に附帯する設備を含む。以下「発給設備」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 管理責任等

- 1 警察本部交通規制課長及び各方面本部の交通課長（以下「主管課長」という。）は、当該方面管内の発給設備の管理及び運用について、総括的責任を負うものとし、第3の事項に定める任務を行うものとする。
- 2 管轄区域内に発給設備を有する警察署長（以下「管轄署長」という。）は、当該発給設備の管理及び運用について、第一次的責任を負うものとし、第4の事項に定める任務を行うものとする。

第3 主管課長の任務

主管課長の任務は次のとおりとする。

- 1 機能保持のための措置
発給設備の機能を保持するため、発給設備の機能全般について、その劣化部分の補修、機器の点検、調整、整備等を行うこと。
- 2 報告等に対する措置
 - (1) 第4の1の(3)及び2の事項に定める報告を受理した場合は、発給設備の休止、補修等の必要な措置を講じること。
 - (2) 第4の3の事項に定める報告を受理した場合は、その報告内容に基づき、現地を調査するなど運用上の障害等について総合的に検討し、必要な措置を講じること。
 - (3) 第4の4の事項に定める報告を受理した場合、又は管理及び運用に係る対応の必要性を認めた場合は、必要な調査を行った上、発給設備の増設、移設又は廃止の要否、保守体制の強化等について検討するとともに、道路管理者に対し、道路構造等の改善を要請するなどにより、発給設備の適正な運用に努めること。

- 3 管理運用資料の整理、保存

発給設備の適正な管理に資するため、パーキング・チケット発給設備台帳（別記第1号様式）を備え付け、必要な事項を記録するとともに、前1及び2の事項により措置を講じた場合は、その経緯等を明らかにした資料を添付しておくこと。

第4 管轄署長の任務

管轄署長の任務は、次のとおりとする。

1 発給設備の点検等

- (1) 日常の活動を通じて、発給設備の損傷の有無、障害物の有無等外観状況の点検を行うこと。
- (2) 地震、風水害等自然災害の発生直後その他特に必要があると認められるときは、前(1)の事項の定めに準じて点検を行うこと。
- (3) 前(1)及び(2)の事項に定める点検、公衆からの通報等により、発給設備に異常を認めたときは、主管課長を経て警察本部長又は各方面本部長（以下「警察本部長等」という。）に報告すること。

この場合において、パーキング・チケット発給設備点検簿（別記第2号様式）に、異常の内容及びその措置について記録し、保管しておくこと。

2 故障発見時の措置

発給設備の故障を発見し、又は第5の2の(6)の事項による報告を受けた場合で、休止措置が必要と認められるときは、パーキング・チケット発給設備故障報告（別記第3号様式）により、主管課長を経て警察本部長等に報告すること。

3 運用上支障がある場合の措置

警備実施、各種行事、道路工事等による道路使用許可申請を受理し、これを許可しようとする場合で、発給設備の運用に支障を及ぼすと認めるとき、又は時間制限駐車区間及び発給設備の設置位置が車庫、家屋等の新設により障害となると認めた場合は、パーキング・チケット発給設備休止（撤去）申請報告書（別記第4号様式）により、主管課長を経て警察本部長等に報告すること。

4 設置状況の検討

発給設備の設置場所は適正で、かつ、効果的に機能しているかなどその実態を把握し、それに伴う設置場所の変更等の必要性を検討し、その結果を毎年12月末までに、書面により主管課長を経て警察本部長等に報告すること。

5 その他

- (1) 発給設備の適正な運用を図るため、街頭活動を通じて、破損、いたずら等の防止に留意すること。
- (2) 発給設備の設置の趣旨、利用方法等について、積極的に指導、広報等を行うこと。
- (3) 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）第3条の2第1項第5号に規定する交通規制の対象から除く車両の運転者等に対しては、真にやむを得ない場合を除き、時間制限駐車区間における駐車を差し控えるよう指導すること。

第5 発給設備の管理の委託等

1 委託先

警察本部長等は、法第49条第3項の規定に基づき、発給設備の管理に関する事務の一部を、札幌方面にあっては北海道公安委員会が認める法人、その他の方面にあっては当該方面の公安委員会が認める法人に委託できるものとする。

2 委託事務の内容

委託事務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 発給設備の運用開始及び終了時における点検
- (2) 発給設備のチケット紙及び釣銭の補充
- (3) 発給設備からの現金の回収及び北海道の指定金融機関等への払込み
- (4) 発給設備の利用方法等についての指導及び助言
- (5) 時間制限駐車区間において、駐車又は停車しようとする者に対する監視及び指導並びに違反車両に対する必要な措置
- (6) 発給設備の損傷の有無、障害物の有無等の点検及び異常発見時における管轄署長への

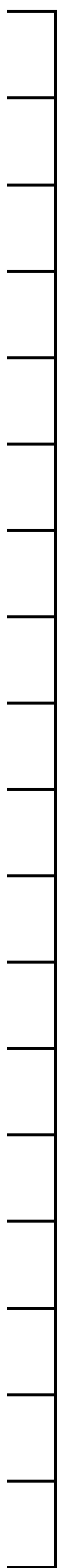
報告

(7) 発給設備の清掃

(8) その他警察本部長等が必要と認める事務

3 契約の締結

前1及び2の事項の定めに基づき発給設備の管理について委託する場合は、別に定めるところにより、委託契約を締結するものとする。



別記第2号様式（第4の1の(3)の事項関係）

(表)

パーキング・チケット発給設備点検簿

設置年月日	年 月 日							
設置場所								
管理番号		管理台数	台					
発給設備の仕様	製造会社							
	製造年月日	年 月 日	製造番号					
備考								
設置場所略図								
					凡 例			
				作成者				
62	50	070	パーキング・チケット発給設備点検簿		1年			

注 規格は、A列4番縦長とする。

(裏)

応 (の 急 休 状 措 止 置) 況					
主 管 課 措 置					
復 旧 状 況	報 告	月	日	時	分
	確 認	月	日	時	分
参 考 事 項					

第 号
年 月 日

警察本部長殿
（方面本部長）

警察署長

パーキング・チケット発給設備休止（撤去）申請報告書

設置場所				
休止（撤去）を 必要とする 基数・期間	基 管理番号	期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
申請の理由				
現場付近の見取図	別紙のとおり			
現場責任者の 連絡先等	住所			
	氏名		電話	
備考				
	62	50	170	パーキング・チケット発給設備休止（撤去）申請報告書
				1年

注 規格は、A列4番縦長とする。